

# 郵便法施行規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正の背景

郵便認証司が兼業をしようとする場合に必要となる総務大臣の承認について、申請の手続きの一部を簡素化するため、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

- (1) 下記(2)の会社の報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が日本郵便株式会社に対して、非常勤の消防団員の職に就く旨の意思表示をした日に、総務大臣による兼業の承認を受けたものとみなすこととする。（郵便法施行規則第 18 条の 3 第 2 項）
- (2) 日本郵便株式会社は、毎月末の非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況について、報告書を作成し、翌月の 10 日までに総務大臣に提出することとする。（郵便法施行規則第 18 条の 3 第 3 項）

## 3 施行期日

公布の日から施行する。